

新潟県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、多文化共生社会の実現に向け、外国人の受入れ環境づくりに関し、持続性のある新たな取組を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす、県内に事務所又は活動の拠点を有している地域国際交流団体、商工団体、特定非営利活動法人等の非営利団体とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する団体であること。

ア 法人格を有する団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

②明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。

(2) 新潟県の県税の納税義務を有する団体にあつては、当該県税の未納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業実施年度から新たに取り組む事業（既存事業の拡充を含む。）であり、次の各号に掲げる事業であること。

(1) 日本語教育の充実（就労者への教育のみに限定していないもの）

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の充実

(3) 日本人と外国人の相互理解・交流の促進

(4) その他、多文化共生社会の実現に資する取組

(対象外事業)

第4条 次の各号に掲げる事業は補助の対象としない。

(1) 補助対象者が既に取り組んでいる事業（軽微な変更にとどまるものを含む。）

(2) 営利を目的とする事業

(3) 飲食や観光を主な目的とする事業

(4) 政治活動又は宗教活動に関する事業

(5) 他の補助金や委託費等の交付を受ける事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助金の交付の決定の日以後における別表に掲げる経費であつて、領収書等によりその支払の事実を確認できるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（上限250,000円）とし、交付決定額の範囲とする。なお、補助金の額の算出に当たっては、補助対象経費の合計額から、補助事業の実施に当たり参加者から徴収する料金その他の収入額や、第7条第2項で定める当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を控除するものとし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。なお、次のア又はイのいずれかに該当する場合とする。

ア 補助事業の目的の達成に支障が生じるおそれのある事業内容の変更

イ 補助事業の取組内容の変更（軽微な変更を除く）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。

(6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請手続)

第7条 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、1部を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更の承認申請)

第8条 第6条第1号の規定により、交付決定後に申請の内容を変更する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書1部を、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第6条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第6条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、別記4号様式による遂行状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は当該年度の2月27日のいずれか早い日までに別記第5号様式の報告書を知事に提出しなければならない

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の概算払)

第14条 補助事業者が別記第6号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該補助事業者に支払うことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、第13条の規定による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、別記第7号様式により、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除額的全額又一部の返還を求めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、規則第 4 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、当該補助事業を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費
○講師・ボランティア等の謝金及び旅費
○教材購入費
○パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
○消耗品費（単価5万円以上の物品の購入費を除く。）
○広告料
○郵便料・運搬費
○保険料
○翻訳料・通訳料（通訳に係る旅費を含む。）
○会場・物品等借上料
○その他、必要な経費で県が認めるもの

※補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- ・食料費（食材費も含む。）
- ・グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金等の旅費